

## 男女共同参画キーワード

### セクシュアル・ハラスメント

職場・学校などで「相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的なことばや行為」を指します。広く認識されているのは男性から女性へのセクシュアル・ハラスメント（以下セクハラという）ですが、もちろん女性から男性、または同性であっても性的な行為や言動で相手に不快な思いをさせればセクハラとなります。セクハラは重大な人権侵害であり、職場や学校を含むいかなる場面でも決して許されません。



### 「自分の職場は大丈夫」と思っていますか？

平成22年度の厚生労働省「都道府県労働局雇用均等室」に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数のうちの約半数がセクハラに関する相談です。

※男女雇用機会均等法……働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用機会を均等に整備するための法律

### こんなこともセクハラです

異性や同性に性行為を強要することはもちろんのこと、性を原因とした差別行為（女性に掃除やお茶くみ、宴会でのお酌を必要以上に要求する）をしたり、発言したり、また遠まわしに言うこともセクハラです。また、「男だったら～すべき」「女のくせに」など、固定的役割分担から差別を口にすることも、セクハラです。

### 切っても切れないセクハラとパワハラ

多くの場合、セクハラは、立場や権力の強いものから弱いものへ向けられることが多いため、パワハラにも注意することが必要です。上司が部下にするセクハラなどはその典型です。

※パワハラ（パワー・ハラスメント）……職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神的または身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為

### 見落とされがちな男性間でのセクハラ

セクハラの実害者といえば女性が主流といったイメージが強く、男性被害者は見落とされがちです。男性同士で猥談を強制したり、風俗店へ執拗に勧誘したりすることも、セクハラにあたります。男性被害者の場合は、世間での男性へのセクハラへの認知度が低く、相談しにくいと感じる人が多いです。

### 被害者は苦しんでいます

セクハラによる精神的ショックや噂・風評のために仕事や学校を辞めざるを得ない、または休まざるを得ない状況

に追い込まれる人も多くいます。人間不信に陥り、人との円滑なコミュニケーションができなくなり、うつ病にかかったり引きこもりになってしまうなど、その被害は深刻かつ複雑で、継続的なものも少なくありません。セクハラによる被害は一時的なものにとどまらず、長期間被害者を苦しめ、被害者の人権を著しく侵害します。

### 富士見市役所では

昨年度、セクハラをテーマとした職員研修を行いました。また、庁内でセクハラ相談を受ける担当職員を配置するなど、セクハラによる被害防止に取り組んでいます。

### 決して一人で抱え込まないでください

まずは会社・学校の相談窓口や信頼のできる上司（学校の場合は先生など）への相談をお勧めします。会社の取引先や顧客などの関係者から被害を受けた場合も、まずは自分の会社の窓口での相談をお勧めします。

会社に窓口が無い場合や、社内での相談が難しい場合は、下記窓口にご相談ください（無料）。

**埼玉労働局雇用均等室** ☎048-600-6210

受付時間／午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

**埼玉県労働相談センター** ☎048-830-4522

電話相談・面接相談／午前9時～午後5時  
（土・日曜、祝日、年末年始を除く。面接相談受付：4時まで）

**富士見市 人権・市民相談課** ☎049-251-2711

受付時間／午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

事態が深刻化する前に、身近な家族や知人に打ち明けたり、公共の相談窓口や会社の相談窓口を利用してください。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。